

特例民法法人の一般認可にも申請が必要

特例民法法人の公益(一般)法人への移行期間は平成 25 年 11 月末で満了します。平成 24 年 12 月時点の動向調査では、移行済みあるいは移行予定と回答している法人は 20,800(内閣府所管 4,448、都道府県所管 16,352)ありました。平成 25 年 3 月 1 日現在で申請済みの法人が 18,003(内閣府所管 4,100、都道府県所管 13,903)あります。割合で言えば 86.6%です。ということは残り 13.4%が未申請の状態にあるということです。

移行申請を移行期間内にしなかった場合及び移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定又は認可が得られなかった場合には、みなし解散として取り扱われます。13.4%の中には、「公益認定を受けたい場合だけ、申請をする。」と誤った理解をしている法人も含まれているのではないのでしょうか。

公益社団(財団)法人を目指すのならば認定申請を、一般社団(財団)法人を目指すのならば認可申請をする必要があります。平成 25 年 11 月末でその制度がなくなるからこそ、特例民法法人なのです。

もし、誤解をされて何も申請作業をしていない法人のみなさまは、本当に急いでください。申請のための作業を始めると 6 ヶ月ほどは、アツという間に経ってしまいます。臨時で理事会、社員総会(評議員会)も開かなければならなくなるでしょう。時間がありません。